

## 【第24回口頭弁論結果の報告】

2023年2月8日

弁護士 古川元第

### 第1 本日の口頭弁論について

1 原告

①原告第29準備書面（その2）の陳述・・・要旨の一部朗読

\*第二次責任の総括的主張：従前の主張を被告国の組織体制面と実施内容面とに分けて整理・補充・・・組織体制面を前回提出の（その1）で、実施内容面を今回提出の（その2）で述べる。

②原告第30準備書面（その1）の陳述・・・要旨の一部朗読

\*原告の第24準備書面による主張（本件事故に係る回避義務・回避可能性）中の総論的部分に対する被告国の第26準備書面及び第27準備書面による反論（追加反論）が失当であることを明らかにする。

\*第24準備書面提出後に言い渡された最高裁第二小法廷令和4年6月17日判決（最高裁統一判決）と東京地裁令和4年7月13日株主代表訴訟判決（東京地裁株代判決）につき、原告の主張との関係を明らかにする。

2 被告ら

(1) 被告国

\*なし

(2) 被告東電

\*準備書面（12）：損害B（被ばくに関する損害）に対する反論

## 第2 本日の進行協議について

1 次回期日：2023年5月31日（水）午前10時30分  
(1) 原告：提出予定の準備書面

ア 第30準備書面（その2）

\*原告の第24準備書面による主張（本件事故に係る回避義務・回避可能性）につき、総論部分を論じた第30準備書面（その1）を踏まえて、その各論的部分（水密化等の具体的な回避措置による回避可能性）に対する被告国の第26準備書面及び第27準備書面による反論（追加反論）が失当であることを明らかにする。

\*最高裁統一判決と東京地裁株代判決につき、原告の主張との関係を明らかにする。

イ 原告第31準備書面

\*被告東電の準備書面（11）及び（12）による損害論に関する反論が失当であることを明らかにする。

(2) 被告らの予定

\*被告東電

\*被告国

2 双葉町内の原告所有の建物・土地等の現地確認の申し立てについて

3 次回後について

### 第3 原告第29準備書面(その2)の要点・・・「要旨」・(参考)参照

- ①第1・・・「1 m S v / y の権利性」
- ②第2・・・「住民の避難対策」としての緊急事態宣言の遅れとその違法性
- ③第3・・・「住民の避難対策」としての避難指示等の初動期(概ね第1期及び第2期)
  - \* (1) 避難等指示の基準とされていたEPZ・・・「1 m S v / y の権利性」否定
  - \* 避難等指示の違法性・・・情報収集等の遅れと「1 m S v / y の権利性の否定」
    - (2) 緊急事態宣言に伴う避難等指示
    - (3) ベント実施決定に伴う避難等指示の違法性
    - (4) ベント実施後における避難等指示の違法性
      - ・小児1080人の甲状腺被ばく調査
- ④第4・・・初動期後における避難等指示
  - (1) 避難等指示の推移と新基準への移行
  - (2) 新基準の概要と経緯・・・ICRP2007年勧告+「20 m S v / y」
- ⑤第5・・・初動期における防護活動としての安定ヨウ素剤の予防服用
  - (1) 服用基準
  - (2) 服用指示の違法性・・・時期が遅く、対象が非合理
  - (3) 上記(2)の要因
  - (4) 重大な影響
- ⑥第6・・・緊急被ばく医療
  - (1) 全体像
  - (2) 原告の従前の主張・・・被ばくの初期測定+県民健康調査
  - (3) 緊急被ばく医療が全体的の崩壊・・・実施体制の崩壊に伴うもの
- ⑦第7・・・加害者責任を不問にした応急対策等の実施
  - (1) 長期避難社への生活支援・・・災害救助法の適用
  - (2) 中間貯蔵施設の設置・・・二次的被害+被告国の公共事業化
  - (3) 原賠審の中間指針・・・被告東電の責任否定+「1 m S v / y の権利性」否定
  - (4) 小括

⑧第8・・・被告らの違法な応急対策が原告に及ぼした重大な影響と町長失職

\*町長失職との因果関係

- ・経緯・・・議会における不信任決議は中間貯蔵施設受け入れ問題
- ・理由・・・議会における不信任決議と被告らの違法性との関係

⑨第9・・・結語

(1) 事前準備段階の不備との関係

\*推進本部の長期評価を「想定外」

- ・複合災害を「想定外」
- ・防災指針の見直しをせず
- ・SPEEDI等の予測システム及び環境モニタリングの不整備

(2) 実施体制面の違法性との関係

- \*合同対策協議会の否定・・・被災自治体の主体性の否定
- \*被告国主導体制の確立

(3) 実施体制面の違法性

- \*「1mSv/yの権利性」否定
- \*被告らの責任を不問

#### 第4 原告第30準備書面（その1）の要点・・・「要旨」参照

序章 はじめに

第1 原告第30準備書面の目的

第2 原告第30準備書面の概要

\* 総論部分・・・準備書面（その1）

\* 各論部分・・・準備書面（その2）

第1章 回避義務・回避可能性の基本的事項について

第1 「高度の回避義務」について

3 裁判例（その1）・・・最高裁統一判決について

(1) 多数意見について：論及せず

(2) 三浦裁判官の反対意見について：「万が一にも」（伊方最判）

4 東京地裁株代判決：「万が一にも」（伊方最判）

第2 被告国のドライサイトコンセプトによる反論が誤りであること（その1）・・・本件事  
故 前の津波対策について

1 原告の主張

2 補充主張（その1）・・・事故前の水密化対策の実施状況について

(1) 被告東電の実施状況

(2) 日本原電の東海第二原子力発電所における推進本部予測の津波地震対策の実施状況

(3) 中部電力の浜岡原子力発電所における津波対策の実施状況

3 補充主張（その2）・・・ドライサイトコンセプトを否定する安保秀範氏の証言

4～7 （略）

8 裁判例について（その1）・・・最高裁統一判決

(1) 多数意見：ドライサイトコンセプトを容認

(2) 菅野裁判官の補足意見①～⑤：菅野裁判官の補足意見が多数意見の誤りを浮き彫りにしていること

(3) 三浦裁判官の反対意見：ドライサイトコンセプトを否定

9 裁判例について（その2）・・・東京地裁株代判決（甲ロ95の1～3）：ドライサイ

トコンセプトを否定

- 10 裁判例の小括・・最高裁統一判決の多数意見が誤りであることは明らかであること  
(1) ドライサイトコンセプトの存否は事実認定の問題であること  
(2) ドライサイトコンセプトは事実によって否定されていること

第3～第6 (略)

第7 原発の安全確保上地元自治体が果たしている役割を適切に踏まえて被告らの回避義務及び回避可能性を理解する必要があること

- 無 2 補充主張(その1)・・地元自治体が原発の安全確保上果たすべき役割とその形骸化、無力化  
(1) 地元自治体が原発の安全確保上果たすべき役割  
(2) 地元自治体の役割を形骸化、無力化する被告らの対応状況
- 治 3 補充主張(その2)・・被告国の回避義務・回避可能性に関する反論の要点と、地元自治体  
がその役割を果たせば回避可能性があったこと  
(1) 被告国の回避義務・回避可能性に関する反論の要点  
(2) 地元自治体  
がその役割を果たせば回避可能性があったこと
- 元 4 補充主張(その3)・・被告国の失当な反論を容認する最高裁統一判決の多数意見は地  
元自治体としては受け入れられないこと  
(1) 原告が本件事故当時双葉町長だったという立場からの意見  
イ 「事故は回避できなかった」は地元自治体としては認諾できないこと  
ウ 被告国が福島第一原発の安全が確保されていることを確認したとして地元自治体に安全  
保証をしていたことが虚偽であったこと  
エ 「双葉町津波防災計画策定基礎調査」では双葉町における既往災害のみが防災対策の対  
象とされていたこと(原告第13準備書面(その2)第10の2・37～38頁参照)  
オ 実在しない「ドライサイトコンセプト」を実在と断じた不当判決  
(ア) 福島第一原発には防潮堤は実在していなかったこと  
(イ) 双葉町には「ドライサイトコンセプト」という言葉も実在していなかったこと  
(ウ) 実在しない「ドライサイトコンセプト」を実在すると断じた不当判決  
(2) 多数意見は被告国の反論の結論の理由①～④の全てを無批判的に容認していること

(3) 事故の回避可能性のない危険な原発は法令上存在し得ないこと

## 第2章 回避義務・回避可能性の全体的事項について

第1 被告東電が推進本部予測に対し採ることが可能であった回避措置及びその措置義務について

3 裁判例

(1) 最高裁統一判決

ア 多数意見：防潮堤等以外の措置義務を否定（ドライサイトコンセプトの容認）

イ 三浦裁判官の反対意見：水密化の措置義務を認めている。

(2) 東京地裁株代判決：水密化の措置義務を認めている。

第2 被告国が被告東電に対し有していた規制権限の内容及びその行使義務について

第3 原発の「稼働停止」と各種回避措置との関係

1 原告の主張

2 補充主張

4 裁判例・・・防潮堤完成までの間の回避措置について

(1) 最高裁統一判決

ア 多数意見・補足意見：回避措置義務の否定

イ 三浦裁判官の反対意見：回避措置義務の否定

(2) 東京地裁株代判決：回避措置義務の否定

(3) 裁判例の評価

## 第5 一審刑事無罪判決の控訴審判決について

(控訴審判決(2003年1月18日))

\*一審無罪判決を全面的に容認

(一審刑事無罪判決(2019年9月19日)の概要)

\*原発の社会的有用性の重視→「高度の注意義務」の否定→推進本部の長期評価についての予見義務を否定

1 本件における予見可能性についての考え方

(1) 結果回避のための防護措置についての指定弁護士の主張を「運転停止措置を講じることに尽きる」とし、津波襲来の可能性の根拠の信頼性、具体性について「運転停止措置を義務づけるに相応しい程度の信頼性、具体性」とした。

\*この点が、次の「運転停止措置」の経済的影響が重大であることを導く

←不当：本末転倒の判断：技術基準違反があれば、停止措置を含む改善命令を出すべきであり、停止措置だから技術基準を緩めてもよいとの」法体系にはなっていない！

(2) 「本件発電所の運転には小さくない社会的な有用性が認められ、その運転停止措置を講じることとなれば、ライフライン、ひいては当該地域社会にも一定の影響を与えるということについても考慮すべきである。」として、原発の経済的利益を、原発事故の甚大な危害より、事実上、優位に評価している。

←不当：これは、原子力推進の国策(原子力カムの利権)に荷担したことを意味する！・・・一旦原発事故が発生すれば、人命はもとより、地域のみならず国が滅びかねず、の損害額は「原発の停止」による経済的損失より遙かに巨額となることは高知の事実であり、現に、本件事故によっても実証されている。

(3) 「前記のような結果の重大性を強調する余り、その発生メカニズムの全容解明が今なお困難で、正確な予知、予測に限界のある津波という自然現象について、想定し得るあらゆる可能性を、その根拠の信頼性や具体性の程度を問わずに考慮して必要な措置を講じることが義務付けられるとすれば、法令上、原子力発電所の設置、運転が認められているにもかかわらず、原子力発電所の運転はおよそ不可能ということになり、原子力発電所の設置、運転に携わる者に不可能を強いる結果となるのであって、もとより指定弁護士の主張もそのような前提に立つものとは思われない。」として、結果の重大性を強調することを否定している点

←不当：結果の重大性の強調を絶対安全の主張であるかのように曲解して、事実上、結果の重大性に配慮した安全基準の設定を否定している。

(4) 「前記のような津波襲来の可能性があるとする根拠の信頼性、具体性の程度については、

<安全基準の考え方>

\*原発の社会的有用性の重視→「高度の注意義務」の否定

<具体的な安全基準>

結局のところ、前記のような本件における結果回避義務の内容、性質等を踏まえ、原子炉の安全性についての当時の社会通念を中心として、平成23年3月初旬の時点までにおいて、どのような知見があり、本件発電所の安全対策としてどのような取組が行われ、本件発電所がどのような施設として運用されてきたかなども考慮した上で、これを決するほかない」として、原発の安全対策の実状を肯定し、これを前提にして判断すべきとした。

←不当：「安全対策の現状＝社会通念」という「原子力ムラ」の安全軽視の実状をそのまま是認すべきこととしたものであり、原発事故の甚大性を考慮して導き出された高度の注意義務を否定している。

(5) 「上記の社会通念は、法令上の規制やそれを補完する国の安全対策における指針、審査基準等に反映されているほかない。」として、上記(4)を具体化している。

←不当：何の検証もなく国の誤った規制の実状をそのまま基準化、正当化している。している。

## 2 「長期評価」の信頼性

(1) あらゆる「長期評価」批判を無批判的に取り上げた上で、結論として、「平成23年3月初旬までの時点においては、「長期評価」の見解は具体的な根拠が示されておらず信頼性に乏しいと評価されていたところ、このような評価は、相応の根拠のあるものであったというべきである。」としている。

←不当：「長期評価」の不確実性を示す意図からであるが、これは予測に「確実」を求めていることを示すものであって、高度の注意義務を否定した考えにたっていることを示している！

## 3 予見可能性の検討

(1) 本件において業務上過失致死傷罪が成立するために必要な予見可能性として、「以上のような原子炉の安全性確保についての原子炉等規制法及びこれを受けた審査指針等における規制の在り方からすると、平成23年3月初旬の時点において、同法の定める原子力施設の自然災害に対する安全性は、どのようなことがあっても原子炉内の放射性物質が外部の環境に放出されることは絶対にならぬといったレベルあるいはそれとほぼ同じレベルの、極めて高度の安全性をいうものではなく、最新の科学的、専門的知見を踏まえて、合理的に予測される自然災害を想定した安全性であって、そのような安全性の確保が求められていたものと解される」としている。

←不当：「規制の在り方」を検証なく正当化した上で、「絶対にならぬといったレベルあるいはそれとほぼ同じレベルの、極めて高度の安全性というものではない」として、当然の点を挙げて、予測に「確実」性をもとめる規制のあり方を正当化している。

(2) 予見可能性の存否として「長期評価」等を基礎とする予見可能性につき「津波の襲来を合理的に予測させる程度に信頼性、具体性のある根拠を伴うものであったとは認められない」とし

\*規制の実態を無批判的に基準化

<上記安全基準の長期評価への適用>

\*長期評価についての予見義務を否定

\*長期評価を「想定外」としていた規制当局の実態を正当として容認し、予見可能性を否定

ている。

←不当：上記2の「長期評価の信頼性」における不当な評価に基づく帰結である。

(無罪判決の本質的論点)

第1 無罪判決は被災自治体・住民にどう受け止められているか・・・地元自治体の意識との乖離の程度？

A：肯定意見

\*原発の社会的有用性や地元自治体にもたらす経済的利益を考えれば、無罪判決はやむを得ない？

B：否定意見

①原発の甚大な危険性を直視すれば、東電には高度の注意義務が課されていたはず。

②現に、本件事故前には、東電及び規制当局である国が原発の「絶対安全」を地元自治体に保証していた。

③長期評価は国の専門機関が出した津波地震の予測であって相応の科学的根拠があり、「想定外」は許される訳がない。

第2 「一般の常識」(条理)にかなった法解釈とは何か？・・・拙著175～179頁参照

\*原発の甚大な危険性に見合った「高度の注意義務(安全義務)」が課されるべきは、「一般の常識」(条理)に適った法規範として当然である。

\*原発の社会的有用性は、許可制の下で設置、運転が容認されていることによって、法的には評価済みであり、その許可における安全基準が「高度の注意義務」である。これを、既に評価済の社会的有用性を論拠として否定することは、法体系上、ありえない暴論。

第3 「構成要件の明確性」の原理と「高度の注意義務」との関係は？・・・拙著58～74頁参照

\*「構成要件の明確性」の原理は、「高度の注意義務」においても当然の前提として、合理的な根拠のある予測を対象としており、これを否定する論拠とはならない

\*無罪判決を支持する刑法の専門家の意見がマスコミで大きく取り上げられているが、この意見は、予測に「確実性・既往性」を必要とする考え方(具体的予見可能性説)によるもので、「危険社会」の実状から乖離した古い理論にすぎない。

\*ちなみに、東電旧経営陣を不起訴にした検察の処分は、この古い考えによるものであり、検察審査会の基礎相当とした議決は高度の注意義務の考えによるものである。

(参考) 第二次責任と損害の全体像

第二次責任			被害 (損害)
全体的事項	事前準備 (計画) 段階	実施段階	
1 高度の注意義務 * 「不確実性」への対応義務 2 「被ばくしない (させられない) 権利」としての「1 m S v / y の権利性」 (原告第 2 5 準備書面及び原告第 2 7 準備書面)	1 組織体制 (註 1) 2 実施内容 (註 2)	1 第 1 期 * 双葉町 2 第 2 期 * 川俣町 3 第 3 期 * 埼玉県	1 損害 A (避難に関する損害) 2 損害 B (被ばくに関する損害) 3 損害 C (人生破壊に関する損害) 4 損害 D (財物に関する損害)

(註 1) 組織体制 (原災法、防災基本計画等)

- ① 被告国：原子力災害対策本部 + 原子力災害現地対策本部 + 原子力災害合同対策協議会  
 事務局：原子力安全・保安院、助言組織：原子力安全委員会
- ② 福島県：福島県災害対策本部 + 福島県原子力現地対策本部
- ③ 双葉町：双葉町災害対策本部
- ④ 東京電力：本店緊急時対策本部 + 福島第一原子力発電所緊急時対策本部

(註 2) 実施内容 (原災法 2 6 条 1 項、防災基本計画等)

- ① 放射線の測定その他原子力災害に関する情報の収集
- ② 住民の避難対策

